

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月30日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	大分県
3. 市区町村名	別府市
4. 届出番号	3
5. 独自利用事務の事例番号	31-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	<a href="http://www.city.beppu.oita.jp/seikatu/todokede_syoumei/bangouseido/dokujiriyoujimu.html">http://www.city.beppu.oita.jp/seikatu/todokede_syoumei/bangouseido/dokujiriyoujimu.html</a>

執行機関名 別府市長

地方公共団体が設置する住宅等の管理に関する事務(法定事務に係るものを除く。)

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの	別府市営再開発住宅の設置及び管理に関する条例(昭和58年別府市条例第8号)による再開発住宅の事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	19	
③番号法別表第2の項	31	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		別府市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例(平成27年別府市条例39号)別表第1の3の項 別府市営再開発住宅の設置及び管理に関する条例による住宅の管理に関する条例で事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	公営住宅法(昭和三十二年六月四日法律第九十三号)第1条	別府市営再開発住宅の設置及び管理に関する条例(昭和58年別府市条例第8号)第1条

<p>⑥事務の趣旨又は目的</p>	<p>第一条 この法律は、国及び地方公共団体が協力して、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、又は転貸することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とする。</p>	<p>別府市営再開発住宅の設置及び管理に関する条例  第1条 この条例は、本市が施行する市街地再開発事業(以下「事業」という。)に伴い、住宅に困窮すると認められる者に住宅を賃貸し、事業の円滑な進推を図るため、別府市営再開発住宅(以下「再開発住宅」という。)を設置し、その適正かつ合理的な管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。  (入居者の資格)  第3条 再開発住宅に入居することができる者は、次の各号に掲げる者で再開発住宅への入居を希望し、かつ、住宅に困窮すると認められるものとする。ただし、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)である者を除く。  2 前項の規定にかかわらず、市長は、同項の規定に該当する者が再開発住宅に入居せず、又は入居しなくなった場合においては、別府市営住宅の設置及び管理に関する条例(平成9年別府市条例第27号。以下「住宅条例」という。)第6条及び第7条に規定する市営住宅の入居者資格を有する者を再開発住宅に入居させることができる。この場合において、住宅条例第4条、第5条、第9条及び第10条の規定を準用する。</p>
<p>⑦独自利用事務の関連規範</p>		<p>別府市営再開発住宅の設置及び管理に関する条例(昭和58年別府市条例第8号)  別府市営住宅の設置及び管理に関する条例(平成9年別府市条例第27号)</p>

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 1 号	別府市営再開発住宅の設置及び管理に関する条例第8条(公営住宅施行令第2条において算出する方法による)または同条例第19条において準用する別府市営住宅の設置及び管理に関する条例第31条第2項(公営住宅法施行令第8条第2項により算出する方法)もしくは第33条第1項(同条例第29条第2項において公営住宅法施行令第9条による方法)
②事務の内容	公営住宅法第十六条第一項又は第二十八条第二項の家賃の決定に関する事務	別府市営再開発住宅の設置及び管理に関する条例による家賃の決定に関する事務(別府市営再開発住宅の設置及び管理に関する条例第3条の2項の入居資格を有する者)
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 1 号 イ	別府市営再開発住宅の設置及び管理に関する条例第8条(公営住宅施行令第2条において算出する方法による)または同条例第19条において準用する別府市営住宅の設置及び管理に関する条例第31条第2項(公営住宅法施行令第8条第2項により算出する方法)もしくは第33条第1項(同条例第29条第2項において公営住宅法施行令第9条による方法)
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事
③提供を求める特定個人情報	身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及び障害の程度に関する情報	当該申請を行う入居者又は同居者に係る身体障害者手帳の交付及び障害の程度に関する情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 1 号 ロ	別府市営再開発住宅の設置及び管理に関する条例第8条(公営住宅施行令第2条において算出する方法による)または同条例第19条において準用する別府市営住宅の設置及び管理に関する条例第31条第2項(公営住宅法施行令第8条第2項により算出する方法)もしくは第33条第1項(同条例第29条第2項において公営住宅法施行令第9条による方法)
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事
③提供を求める特定個人情報	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第一項の精神障害者保健福祉手帳の交付及び障害の程度に関する情報	当該申請を行う入居者又は同居者に係る精神障害者保健福祉手帳の交付及び障害の程度に関する情報

特定個人情報3		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 1 号 ハ	別府市営再開発住宅の設置及び管理に関する条例第8条(公営住宅施行令第2条において算出する方法による)または同条例第19条において準用する別府市営住宅の設置及び管理に関する条例第31条第2項(公営住宅法施行令第8条第2項により算出する方法)もしくは第33条第1項(同条例第29条第2項において公営住宅法施行令第9条による方法)
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報	当該申請を行う入居者又は同居者に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報
特定個人情報4		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 1 号 ニ	別府市営再開発住宅の設置及び管理に関する条例第8条(公営住宅施行令第2条において算出する方法による)または同条例第19条において準用する別府市営住宅の設置及び管理に関する条例第31条第2項(公営住宅法施行令第8条第2項により算出する方法)もしくは第33条第1項(同条例第29条第2項において公営住宅法施行令第9条による方法)
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	住民票に記載された住民票関係情報	当該申請を行う入居者又は同居者に係る住民票に記載された住民票関係情報



事務2	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 2 号	別府市営再開発住宅の設置及び管理に関する条例第9条または同条例12条第2項
②事務の内容	公営住宅法第十六条第四項(同法第二十八条第三項及び第二十九条第八項において準用する場合を含む。)の家賃若しくは金銭又は同法第十八条第二項の敷金の減免の申請に係る事実についての審査に関する事務	別府市再開発の設置および管理に関する条例による家賃若しくは金銭又は敷金の減免申請に係る事実についての審査に関する事務(別府市営再開発住宅の設置及び管理に関する条例第3条の2項の入居資格を有する者)
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 2 号	別府市営再開発住宅の設置及び管理に関する条例第9条または同条例12条第2項
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める特定個人情報	生活保護実施関係情報	当該入居者または同居者に係る生活保護実施関係情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 2 号 イ	別府市営再開発住宅の設置及び管理に関する条例第9条または同条例12条第2項
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事
③提供を求める特定個人情報	身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及び障害の程度に関する情報	当該申請を行う入居者又は同居者に係る身体障害者手帳の交付及び障害の程度に関する情報
特定個人情報3		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 2 号 ロ	別府市営再開発住宅の設置及び管理に関する条例第9条または同条例12条第2項
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事
③提供を求める特定個人情報	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第一項の精神障害者保健福祉手帳の交付及び障害の程度に関する情報	当該申請を行う入居者又は同居者に係る精神障害者保健福祉手帳の交付及び障害の程度に関する情報
特定個人情報4		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 2 号 ハ	別府市営再開発住宅の設置及び管理に関する条例第9条または同条例12条第2項
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報	当該申請を行う入居者又は同居者に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報
特定個人情報5		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 2 号 ニ	別府市営再開発住宅の設置及び管理に関する条例第9条または同条例12条第2項
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	住民票に記載された住民票関係情報	当該申請を行う入居者又は同居者に係る住民票に記載された住民票関係情報

事務3	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 3 号	別府市営再開発住宅の設置及び管理に関する条例第9条または同条例12条第2項
②事務の内容	公営住宅法第十九条(同法第二十八条第三項及び第二十九条第八項において準用する場合を含む。)の家賃、敷金又は金銭の徴収猶予の申請に係る事実についての審査に関する事務	別府市再開発の設置および管理に関する条例による家賃、敷金又は金銭の徴収猶予の申請に係る事実についての審査に関する事務(別府市営再開発住宅の設置及び管理に関する条例第3条の2項の入居資格を有する者)
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 3 号	別府市営再開発住宅の設置及び管理に関する条例第9条または同条例12条第2項
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める特定個人情報	生活保護実施関係情報	当該入居者または同居者に係る生活保護実施関係情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 3 号 イ	別府市営再開発住宅の設置及び管理に関する条例第9条または同条例12条第2項
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事
③提供を求める特定個人情報	身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及び障害の程度に関する情報	当該申請を行う入居者又は同居者に係る身体障害者手帳の交付及び障害の程度に関する情報
特定個人情報3		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 3 号 ロ	別府市営再開発住宅の設置及び管理に関する条例第9条または同条例12条第2項
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事
③提供を求める特定個人情報	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第一項の精神障害者保健福祉手帳の交付及び障害の程度に関する情報	当該申請を行う入居者又は同居者に係る精神障害者保健福祉手帳の交付及び障害の程度に関する情報
特定個人情報4		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 3 号 ハ	別府市営再開発住宅の設置及び管理に関する条例第9条または同条例12条第2項
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報	当該申請を行う入居者又は同居者に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報
特定個人情報5		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 3 号 ニ	別府市営再開発住宅の設置及び管理に関する条例第9条または同条例12条第2項
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	住民票に記載された住民票関係情報	当該申請を行う入居者又は同居者に係る住民票に記載された住民票関係情報

事務4	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 4 号	別府市営再開発住宅の設置及び管理に関する条例第5条第1項
②事務の内容	公営住宅法第二十五条第一項の入居の申込みに係る事実についての審査に関する事務	別府市再開発の設置および管理に関する条例入居の申込みに係る事実についての審査に関する事務(別府市営再開発住宅の設置及び管理に関する条例第3条の2項の入居資格を有する者)
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 4 号	別府市営再開発住宅の設置及び管理に関する条例第5条第1項
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める特定個人情報	生活保護実施関係情報	当該入居者または同居者に係る生活保護実施関係情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 4 号 イ	別府市営再開発住宅の設置及び管理に関する条例第5条第1項
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事
③提供を求める特定個人情報	身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及び障害の程度に関する情報	当該申請を行う入居者又は同居者に係る身体障害者手帳の交付及び障害の程度に関する情報
特定個人情報3		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 4 号 ロ	別府市営再開発住宅の設置及び管理に関する条例第5条第1項
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事
③提供を求める特定個人情報	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第一項の精神障害者保健福祉手帳の交付及び障害の程度に関する情報	当該申請を行う入居者又は同居者に係る精神障害者保健福祉手帳の交付及び障害の程度に関する情報
特定個人情報4		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 4 号 ハ	別府市営再開発住宅の設置及び管理に関する条例第5条第1項
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報	当該申請を行う入居者又は同居者に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報
特定個人情報5		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 4 号 ニ	別府市営再開発住宅の設置及び管理に関する条例第5条第1項
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	住民票に記載された住民票関係情報	当該申請を行う入居者又は同居者に係る住民票に記載された住民票関係情報



事務5	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 5 号	別府市営再開発住宅の設置及び管理に関する条例第17条2項において準用する別府市営住宅の設置及び管理に関する条例第12条第1項
②事務の内容	公営住宅法第二十七条第五項の事業主体の承認の申請に係る事実についての審査に関する事務	別府市再開発の設置および管理に関する条例による事業主体の承認(同居の承認)の申請に係る事実についての審査に関する事務(同居させようとする同居者)
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 5 号	別府市営再開発住宅の設置及び管理に関する条例第17条2項において準用する別府市営住宅の設置及び管理に関する条例第12条第1項
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める特定個人情報	生活保護実施関係情報	当該入居者または同居者に係る生活保護実施関係情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 5 号 イ	別府市営再開発住宅の設置及び管理に関する条例第17条2項において準用する別府市営住宅の設置及び管理に関する条例第12条第1項
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事
③提供を求める特定個人情報	身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及び障害の程度に関する情報	当該申請を行う入居者又は同居者に係る身体障害者手帳の交付及び障害の程度に関する情報
特定個人情報3		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 5 号 ロ	別府市営再開発住宅の設置及び管理に関する条例第17条2項において準用する別府市営住宅の設置及び管理に関する条例第12条第1項
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事
③提供を求める特定個人情報	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第一項の精神障害者保健福祉手帳の交付及び障害の程度に関する情報	当該申請を行う入居者又は同居者に係る精神障害者保健福祉手帳の交付及び障害の程度に関する情報
特定個人情報4		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 5 号 ハ	別府市営再開発住宅の設置及び管理に関する条例第17条2項において準用する別府市営住宅の設置及び管理に関する条例第12条第1項
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報	当該申請を行う入居者又は同居者に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報
特定個人情報5		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 5 号 ニ	別府市営再開発住宅の設置及び管理に関する条例第17条2項において準用する別府市営住宅の設置及び管理に関する条例第12条第1項
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	住民票に記載された住民票関係情報	当該申請を行う入居者又は同居者に係る住民票に記載された住民票関係情報

事務6	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 6 号	別府市営再開発住宅の設置及び管理に関する条例第7条1項
②事務の内容	公営住宅法第二十七条第六項の事業主体の承認の申請に係る事実についての審査に関する事務	別府市営再開発住宅の設置及び管理に関する条例第7条1項による事業主体の承認(死亡・退去時の承認)の申請に係る事実についての審査に関する事務(別府市営再開発住宅の設置及び管理に関する条例第7条の1項の同居していた者)
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 6 号	別府市営再開発住宅の設置及び管理に関する条例第7条1項
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める特定個人情報	生活保護実施関係情報	当該入居者または同居者に係る生活保護実施関係情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 6 号 イ	別府市営再開発住宅の設置及び管理に関する条例第7条1項
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事
③提供を求める特定個人情報	身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及び障害の程度に関する情報	当該申請を行う入居者又は同居者に係る身体障害者手帳の交付及び障害の程度に関する情報
特定個人情報3		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 6 号 ロ	別府市営再開発住宅の設置及び管理に関する条例第7条1項
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事
③提供を求める特定個人情報	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第一項の精神障害者保健福祉手帳の交付及び障害の程度に関する情報	当該申請を行う入居者又は同居者に係る精神障害者保健福祉手帳の交付及び障害の程度に関する情報
特定個人情報4		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 6 号 ハ	別府市営再開発住宅の設置及び管理に関する条例第7条1項
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報	当該申請を行う入居者又は同居者に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報
特定個人情報5		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 6 号 ニ	別府市営再開発住宅の設置及び管理に関する条例第7条1項
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	住民票に記載された住民票関係情報	当該申請を行う入居者又は同居者に係る住民票に記載された住民票関係情報

事務7	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 7 号	別府市営再開発住宅の設置及び管理に関する条例第19条において準用する別府市営住宅の設置及び管理に関する条例第32条第1項
②事務の内容	公営住宅法第二十九条第一項の明渡しの請求に関する事務	別府市再開発の設置および管理に関する条例による高額所得者に対する明渡し の請求に関する事務(根拠規定に基づく入居者)
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 7 号 イ	別府市営再開発住宅の設置及び管理に関する条例第19条において準用する別府市営住宅の設置及び管理に関する条例第32条第1項
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事
③提供を求める特定個人情報	身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及び障害の程度に関する情報	当該申請を行う入居者又は同居者に係る身体障害者手帳の交付及び障害の程度に関する情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 7 号 ロ	別府市営再開発住宅の設置及び管理に関する条例第19条において準用する別府市営住宅の設置及び管理に関する条例第32条第1項
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事
③提供を求める特定個人情報	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第一項の精神障害者保健福祉手帳の交付及び障害の程度に関する情報	当該申請を行う入居者又は同居者に係る精神障害者保健福祉手帳の交付及び障害の程度に関する情報
特定個人情報3		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 7 号 ハ	別府市営再開発住宅の設置及び管理に関する条例第19条において準用する別府市営住宅の設置及び管理に関する条例第32条第1項
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報	当該申請を行う入居者又は同居者に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報
特定個人情報4		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 7 号 ニ	別府市営再開発住宅の設置及び管理に関する条例第19条において準用する別府市営住宅の設置及び管理に関する条例第32条第1項
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	住民票に記載された住民票関係情報	当該申請を行う入居者又は同居者に係る住民票に記載された住民票関係情報

事務8	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 8 号	別府市営再開発住宅の設置及び管理に関する条例19条において準用する別府市営住宅の設置及び管理に関する条例第32条第4項
②事務の内容	公営住宅法二十九条7項の明渡しに係る延長の申出に係る事実についての審査に関する事務	別府市再開発の設置および管理に関する条例による明渡しに係る期限の延長の申出に係る事実についての審査にかかる事務(根拠規定に基づく入居者)
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 8 号	別府市営再開発住宅の設置及び管理に関する条例19条において準用する別府市営住宅の設置及び管理に関する条例第32条第4項
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める特定個人情報	生活保護実施関係情報	当該入居者または同居者に係る生活保護実施関係情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 8 号 イ	別府市営再開発住宅の設置及び管理に関する条例19条において準用する別府市営住宅の設置及び管理に関する条例第32条第4項
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事
③提供を求める特定個人情報	身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及び障害の程度に関する情報	当該申請を行う入居者又は同居者に係る身体障害者手帳の交付及び障害の程度に関する情報
特定個人情報3		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 8 号 ロ	別府市営再開発住宅の設置及び管理に関する条例19条において準用する別府市営住宅の設置及び管理に関する条例第32条第4項
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事
③提供を求める特定個人情報	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第一項の精神障害者保健福祉手帳の交付及び障害の程度に関する情報	当該申請を行う入居者又は同居者に係る精神障害者保健福祉手帳の交付及び障害の程度に関する情報
特定個人情報4		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 8 号 ニ	別府市営再開発住宅の設置及び管理に関する条例19条において準用する別府市営住宅の設置及び管理に関する条例第32条第4項
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	住民票に記載された住民票関係情報	当該申請を行う入居者又は同居者に係る住民票に記載された住民票関係情報

事務9	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 9 号	別府市営再開発住宅の設置及び管理に関する条例第24条
②事務の内容	公営住宅法第三十条第一項の <u>あっせん</u> に係る事務	別府市再開発の設置および管理に関する条例による <u>あっせん</u> 等に関する事務(根拠規定に基づく入居者)
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 9 号 イ	別府市営再開発住宅の設置及び管理に関する条例第24条
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事
③提供を求める特定個人情報	身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及び障害の程度に関する情報	当該申請を行う入居者又は同居者に係る身体障害者手帳の交付及び障害の程度に関する情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 9 号 ロ	別府市営再開発住宅の設置及び管理に関する条例第24条
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事
③提供を求める特定個人情報	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第一項の精神障害者保健福祉手帳の交付及び障害の程度に関する情報	当該申請を行う入居者又は同居者に係る精神障害者保健福祉手帳の交付及び障害の程度に関する情報
特定個人情報3		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 9 号 ハ	別府市営再開発住宅の設置及び管理に関する条例第24条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報	当該申請を行う入居者又は同居者に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報
特定個人情報4		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 9 号 ニ	別府市営再開発住宅の設置及び管理に関する条例第24条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	住民票に記載された住民票関係情報	当該申請を行う入居者又は同居者に係る住民票に記載された住民票関係情報

事務10	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 10 号	別府市営再開発住宅の設置及び管理に関する条例第21条
②事務の内容	公営住宅法第三十二条第一項の明渡しに関する事務	別府市再開発の設置および管理に関する条例による不正滞納に対する明渡しの請求に関する事(根拠規定に基づく入居者)

特定個人情報1

①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 10 号	別府市営再開発住宅の設置及び管理に関する条例第21条
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める特定個人情報	生活保護実施関係情報	当該入居者または同居者に係る生活保護実施関係情報

特定個人情報2

①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 10 号 イ	別府市営再開発住宅の設置及び管理に関する条例第21条
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事
③提供を求める特定個人情報	身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及び障害の程度に関する情報	当該申請を行う入居者又は同居者に係る身体障害者手帳の交付及び障害の程度に関する情報

特定個人情報3

①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 10 号 ロ	別府市営再開発住宅の設置及び管理に関する条例第21条
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事
③提供を求める特定個人情報	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第一項の精神障害者保健福祉手帳の交付及び障害の程度に関する情報	当該申請を行う入居者又は同居者に係る精神障害者保健福祉手帳の交付及び障害の程度に関する情報

特定個人情報4

①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 10 号 ニ	別府市営再開発住宅の設置及び管理に関する条例第21条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	住民票に記載された住民票関係情報	当該申請を行う入居者又は同居者に係る住民票に記載された住民票関係情報

備考	
----	--